

合同会社 JRE 宮城加美  
「(仮称)宮城加美風力発電事業環境影響評価準備書」  
に係る審査書

電気事業法46条の11の規定に基づき、令和元年6月14日付けで合同会社 JRE 宮城加美より届出された「(仮称)宮城加美風力発電事業環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 令和元年 8 月 21 日
- (2) 宮城県知事意見 \* 令和元年 12 月 18 日
- (3) 環境大臣意見 \* 令和元年 12 月 23 日
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第 18 回)  
\* 令和元年 12 月 18 日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・評価書段階では、風力発電機を 14 基から 10 基へ削減する方針とのことだが、経緯について説明いただきたい。	・削減する 4 基の風力発電機のうち、WT5 については周辺の集落への騒音等による影響や地形条件的に困難な状況であり、また、WT12~14 については、地権者との協議状況及び重要な植物種の生育環境への影響等を考慮して削減する方針です。
・工事中交通量は窒素酸化物排出量が最大となる月の月間台数から求めた平均値を設定しているが、日最大交通量が 1 年間続くものとして予測すること。	・評価書において、日最大交通量が 1 年間続くものとして予測を行います。
・風車の影の予測の結果、年間の日影時間が 30 時間を超える場合には、回避を前提に検討すること。	・評価書の配置計画(準備書より 4 基削減)において、年間 30 時間以上の影がかかる地点が生じる場合には、実際の気象条件を考慮した計算を行い、年間 8 時間超過の有無を確認します。年間 8 時間を超過する場合には、適切な措置

	を講じてまいります。
・仮設沈砂池出口と水域との間に沢筋等がある場合には評価書で記載すること。また、濁水の到達距離については、最寄りの沢筋までの距離を用いて予測を行うこと。	・沈砂池出口と水域との間の沢筋等を考慮し、沢筋等までの距離に基づき到達距離の予測を行い、その結果を評価書に記載します。
・「工事中の濁水への配慮を徹底する」とあるが、具体的に記載すること。	・評価書において、工事中の濁水への具体的な配慮の内容を記載します。
・土捨場において 154,000m <sup>3</sup> の残土を処理することのことだが、土量・面積ともに図面で見るとより大きいと考えられるので、計画数値を確認すること。	・評価書において、事業計画の変更も踏まえて、土捨場の土量・面積を確認します。
・ヒナコウモリ科の一種について、影響評価に高空飛翔性コウモリのモニタリング調査の結果を反映すること。また、その他の種に関しても現地調査結果を踏まえた影響予測を行うこと。	・評価書において、予測対象となっているコウモリ類について、高空飛翔性コウモリの調査結果も踏まえ予測評価を行います。その他の種についても生態、種特性、現地調査結果で得られた傾向等を考慮した上で、予測評価を行います。
・事後調査の期間について、試運転は供用開始後 1 年間に含むのかも含め記載すること。	・事後調査は試運転時に加え、供用開始後 1 年間実施いたします。その旨を分かるように評価書に記載いたします。
・事後調査において、クマタカへの著しい影響は、どのような場合を想定されているか専門家の意見を踏まえて検討すること。	・事後調査におけるクマタカの生息状況を踏まえ、どのような変化が発生した場合に影響の程度が著しいとするのか、また、それに対してどのような措置を講じるか、専門家のご意見を踏まえながら検討してまいります。
・生態系の典型性種の予測の結論が、全て対象事業実施区域を母数として改変区域の割合をみて影響が小さいとしている。より具体的に、例えば好適出現環境区分図では好適と判断された環境でどのくらい典型性種が生息し、そのうちどのくらいが影響を受けるのか等、確認状況も踏まえて、影響予測を行うこと。	・生態系注目種の予測結果については、調査結果や具体的な実数を用いて、変化の程度が捉えられるよう見直しを行います。
・調査時期や環境類型区分ごとの調査結果を合計している表が多くあるが、面積と個体数密度を掛けて、エリア全体の全数を求めて面積当たりの個体数を算出すること。	・評価書において、単位面積当たりの個体数の算出方法について検討します。

(1)～(4)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/shingikai/safety\\_security/kankyo\\_shinsa/furyoku/index.html](http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、宮城県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。